

母子支援における 保助連携

最終回

青森県

青森県健康福祉部
公益社団法人 青森県看護協会

青森県は、6つの保健医療圏に分かれている。同県は「妊産婦情報共有システム」や「母子保健ネットワーク会議」を活用し、県内の妊産婦や乳幼児のリスク管理を行い、先駆的な母子支援体制を構築している。

母子保健ネットワーク会議

2000年頃から、県内の産後うつ予防や乳児死亡率の改善などを目的として「母子保健ネットワーク会議」を、青森県内の保健医療圏域で県保健所の主催により開催した。圏域内の市町村、医療機関の保健師、助産師、看護師を含めた医療職、児童相談所などの関係者が参集し、地域の母子保健・周産期医療の意見集約、課題解決に取り組んでいる。各圏域の「母子保健ネットワーク会議」での検討結果は、青森県の周産期医療協議会に反映されている。協議会の小委員会には保健師が、協議会には助産師が参画して意見を述べている。

会議継続の秘訣について、青森県看護協会助産師職能委員長の橋爪直美さんは、「システム化されていること、そして何より必要性があるからこそ」と話す。市町村、保健所、医療機関、

青森県が一体となり、現場の情報共有から政策の検討まで一貫した流れになっていることが、仕組みの定着に寄与している。

妊産婦情報共有システム

高い乳児死亡率の改善を図るため1992年に青森県が「青森県母子保健活動マニュアル」の策定を契機として、妊娠期から産褥期までの妊産婦を対象とした妊産婦情報共有システムの運用を開始した。

同システムでは、いくつかの連絡票を用いて、医療機関と市町村、保健所が情報を共有する。全妊産婦が対象の「妊婦連絡票」は、初診時に医療機関で基本情報が記載され、妊婦が妊娠届と併せて市町村に提出し、保健所にも共有される。市町村の保健師や妊産婦訪問指導員（助産師）はこれを基に面談や家庭訪問を行い、保健所は管内の傾向把握に活かすなど、一貫した支援を行う。これらの過程で医療的、社会的にリスクが高いと判断されると「要連絡・指導妊産婦連絡票」が記載される。

連絡票に基づく支援は、市町村の保健師が中心になり、助産師や産科・小児科医、児童相談所、精神科医療機関など、地域の専門職、関係機関が連携して行う。

東地方保健所の工藤希さん（保健師）は「的確な時期に全ての妊産婦を支援できる点がメリット」と話す。青森県こどもみらい課の工藤梓さん（保健師）は「課題は飛び込み分娩への対応」と語るが、その場合でも医療機関の受診があった時点で支援対象となるのは同システム



左から橋爪助産師職能委員長、東地方保健所の工藤希さん、靛谷県協会会長、大鰐県協会専務理事、青森県こどもみらい課の工藤梓さん

が整備されているからこそだ。

「青森県のお産を守りたいという思いで、関係機関と連携して取り組んでいる」と橋爪助産師職能委員長。その取り組みの成果は、1992年に4.7だった乳児死亡率が2020年には2.6に低減するという形で表れている。青森県看護協会の大鰐恭子専務理事（保健師）は、「地域における母子保健活動では、助産師の役割は大きいと感じる。各職能や多機関がそれぞれの役割を十分に発揮できる仕組みを、協会として支援していきたい」と述べる。自身も助産師である青森県看護協会の靛谷京子会長も「価値観が多様化する中で困難事例も増えており、対応できる看護職をいかに育てていくのがこれからのテーマ。地域で産み、育てるために、地域で支援する。そこに看護職が関わってほしい」と語る。青森県の母子支援に今後も期待が掛かる。